

平成30年度第10回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成31年1月8日(火)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員  
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員  
11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番  
中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 8番 木村美紀委員

出席推進委員 大東清彦委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村  
茂春委員 松本裕三委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 田中英省委員

事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹 長谷川主任

傍聴人 なし

日 程 1 農地法各条申請地現地調査  
2 会長あいさつ  
3 議事録署名委員の指名  
4 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について  
イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について  
エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答

について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時30分

議長（高西会長）

それでは、第10回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号7番の大縄委員と議席番号9番の公本委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、木村委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号52の彦名新田について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号52の彦名新田について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、親である譲渡人から、本年2月に新規就農を予定している娘夫婦である譲受人に、世帯内での贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は、世帯内贈与につき、76aと増減ありません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

52番の議案について説明いたします。現地調査日は12月27日、公本委員、田口推進委員で行い、29日に自宅の方に訪ねて状況を伺ったところです。昔からの大農家として、ここ20年くらいはそんなに大規模にはやられていないのですが、昔からの大地主さんなんです。その親からの農地を自分がねぎを作るからということで相続してやっていこうということで、現在、実習を崎津の〇〇さんの所でやったり、それから、夜見町の〇〇さんの所で実習をやっているふうに、おばあさんから状況を聞きました。本人さんとは出会えなかったのですが、徐々に規模を拡大してやっていこうということで、張り切っておられるところです。従って何ら異議の無いものと思っておりますので、審議の方よろしく願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号53の東八幡について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号53の東八幡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、県外在住の譲渡人が相続した農地について、今後、耕作の見込みがないため、地元の親戚などに相談したところ、譲受人が見つかったため、売買しようとするものです。取得後の経営面積は、110aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

森中農業委員

53番の議案について説明いたします。譲受人は主に水稻を1ha、畑を10aほど耕作しています。譲渡人は、現在、〇〇に住んでおり、相続した農地は申請地のみであり、処分について、以前より親戚などに相談していました。今回、譲り受けてくれる方が見つかったため、売買を行うことになったということでもあります。12月21日に田邊推進委員と現地確認を行ったところ、きちんと管理された農地であり、許可については問題ないと思いますので、審議をよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号54の榎原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号54の榎原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、高齢となりました譲渡人が、今後のことを考え、子である譲受人へ、親子間で世帯内贈与を行おうとするものであります。取得後の経営面積は、世帯内贈与につき、121aと増減ありません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

推進委員の大塚さんより説明していただきます。

大塚推進委員

54番の議案について説明いたします。現地調査日は12月23日、遠藤委員と大塚推進委員で行っております。申請地は榎原の、近くに〇〇がある農振農用地区域が広がる地域の田5筆の合計12,188㎡の農地です。渡人は高齢により、耕作出来ない状況となり、近年は、近所に嫁いでおります娘が実質、耕作しており、主に水稻を1町2反ほど作付しています。渡人は他に連れ合い、子どももないため、今後のことを考えまして、贈与を行うこととしたと伺っております。なお、耕作については近所の親戚にも手伝ってもらい、今後も引き続き水稻を作付する予定であります。許可については問題ないと考えます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

一つ質問しますが、取得後の面積が121aとなっておりますが、今回の贈与の面積が12,188平方メートルであります、ということ、受けられる〇〇さんていうのは、今までは無かった訳ですか、面積が。

遠藤農業委員

譲渡人の〇〇さんの義理の妹さんの娘でございます、まだ若いですが、これしか将来的にも相続できる人がいないので、全体をとにかく相続したいという意思を持っておられて、この度、贈与されるものです。

議長（高西会長）

ほんなら、新規就農者みたいなもんかね。

遠藤農業委員

実質は、近所のやっておられる方をお願いして委託耕作してもらっております。

議長（高西会長）

なるほどね。まあ、あの、こういう方が受けてやられることになれば、他の人をお願いされるということですけども、地域の委員さんはずねえ、一つそのへんのご相談やいろいろなことを、お願いしていただきますように、遠藤さんよろしくお願ひします。

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準

用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号99の彦名町について審議します。

#### 田口推進委員

99番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。12月21日に公本農業員、田口推進委員とで現地確認しました。申請者の妻の父の所有する土地に、住宅の建築を計画したものです。造成については、現状のままで整地をし、雨水の排水は、農業用水路に流す計画で、汚水の排水は、公共下水道に接続する計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号100の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 田口推進委員

100番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。12月21日に公本農業委員、田口推進委員とで現地確認しました。申請者の母が所有する土地に、住宅の建築を計画したものです。造成については、現状のままで整地をし、雨水の排水は、既設の道路側溝に流す計画で、汚水の排水は、公共下水道に接続する計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設がある農地であ

るため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号101の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

今日、3番目に現地確認した所です。詳細については、地元の推進委員さんの方から説明をしていただきます。

大東推進委員

101番の車尾南1丁目について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。12月26日に吉澤農業委員、大東推進委員とで現地確認しました。住宅の建築を計画したものです。造成計画は、盛土最高51cm、ブロック積み3段の擁壁を設置し、雨水の排水は、既設の道路側溝に流す計画で、汚水の排水は、公共下水道に接続する計画です。隣接する農地は無く、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ちょっとお聞きしますけどねえ、これはどの辺りになりますか。



大東推進委員

〇〇の近くで、ちょうど〇〇の下の土地です。

議長（高西会長）

なるほどねえ、〇〇円からっていうと。分かりました。

他に何かご意見、ご質問ありませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、7ページ、議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、10ページ番号1-1から13ページ1-16を審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

10ページ番号1-1及び番号1-2は、借受人の希望による貸付です。

番号1-3及び番号1-4は、再設定です。

11ページ番号1-5及び番号1-6は、再設定です。

番号1-7から番号1-9は、借受人の希望による貸付です。

12ページ番号1-10から13ページ番号1-14は、再設定です。

番号1-15及び番号1-16は、借受人の希望による貸付です。

以上、番号1-1から番号1-16は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、15ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号1-1から21ページ1-30までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

15ページ番号1-1から21ページ番号1-30まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので22件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で8件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号1-1から番号1-30まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、所有権移転各筆明細について23ページ、番号1-1を審議します。

関係者の友森推進委員の退席を求めます。

（友森推進委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

23ページ番号1-1は、畑で、所有権を移転する者が相続したものの、県外在住のため耕作することが出来ず、売渡先を探していたところ、所有権の移転を受ける者との売買が整ったとのこと。受人の取得後の経営面積は126aとなります。

番号1-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

友森推進委員の着席を求めます。

（友森推進委員着席）

続きまして、番号1-2を審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

番号1-2は、畑で、先程の番号1-1と同様の理由です。取得後の経営面積は117aとなります。これで、県外在住の所有権を移転する者の農地はゼロになります。

以上、番号1-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、25ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、26ページ番号1から29ページ番号17までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

26ページ番号1は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号2は、他に耕作しようとするものがないため配分するものです。

番号3及び番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

27ページ番号5から番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

28ページ番号8から番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

29ページ番号12から番号17は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号17の選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして30ページ番号18を審議します。

関係者の田中推進委員さんの退席を求めます。

（田中推進委員退席）

事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

29ページ番号18の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

使用貸借となっているのに賃借料が2,000円となっていますが。

事務局（河野主幹）

賃貸借の設定の間違いです。大変申し訳ありませんでした。議案18の権利の種類、権利の内容のところ、使用貸借権ではなく賃貸借権設定でございます。訂正をお願いします。

議長（高西会長）

説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

田中推進委員さんの着席を求めます。

（田中推進委員着席）

続きまして番号19を審議します。

事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

30ページ番号19の選定理由は、他に耕作しようとするものがないため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして番号20を審議します。

関係者の田中農業委員の退席を求めます。

（田中農業委員退席）

事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

30ページ番号20の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

田中農業委員さんの着席を求めます。

（田中農業委員着席）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。33ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域に係る農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、34ページから36ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、12件を受理しています。

次に、37ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について7件を受理しています。

次に、39ページの非農地転用現況証明について、3件を証明しています。

次に、40ページから43ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して、4件を回答しています。

次に44ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

次に、45ページから46ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、2件を証明しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をします。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦係長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

これを持ちまして、第10回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後3時35分